

2023年10月17日

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃から住民の暮らし福祉の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

この間、私たちが要請させていただいた子ども医療費無料制度、介護保険の住宅改修・福祉用具受領委任払い、障害者控除の認定書発行、国保料の減免制度の拡充、任意予防接種助成、妊産婦健診事業などの諸施策で多大なご尽力をいただき感謝いたします。

一方、コロナ禍で打撃を受けた県民の暮らしや生業は、異常な物価高と円安に加え、各種支援が打ち切られ、貸付の返済が大きな負担になり、深刻になっています。さらに、昨年10月から75歳以上の医療費2倍化、2年連続の年金支給額の引き下げ、介護保険料の引き上げと給付の制限、任意のマイナンバーカードを事実上強制する保険証廃止などの動きが国民の不安を高めています。

来年4月は、医療保険の診療報酬、介護保険の介護報酬、障害福祉サービスの報酬の「トリプル改定」です。こうした報酬改定や現在検討中の「医療計画」、「介護保険事業計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「国保運営方針」などに私たちの願いを反映させてください。

そして、いのち・暮らし・社会保障の拡充を最優先し、地域住民のいのちと暮らしを守る制度の改善のために以下の陳情項目の実施をお願いいたします。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

① 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

#### 【回答：情報システム課】

情報システム標準化によって、業務所管課の事務手順は変更されますが、施策については影響を受けないものと考えています。

- ②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

**【回答：情報戦略課】**

デジタルデバインド対策については、DX推進における重要な視点と認識しております。この認識のもと、デジタルデバインド対策支援として民間企業と連携した講習会を実施するなど、対策を講じております。引き続き、これらに取り組みつつ、様々な技術を活用しながら対策を進めていく考えです。

**【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。**

**1. 安心できる介護保障**

**★(1)介護保険料・利用料など**

- ①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

**【回答：介護保険課】**

今後国から示される標準段階や第9期介護保険事業計画における介護サービス見込み量なども勘案し、適切な保険料設定を検討していきます。その際、所得に応じた保険料率の設定や介護給付費準備基金の取り崩しなどで、必要なサービスと保険料のバランスを考慮し決定していきます。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

**【回答：介護保険課】**

既存の減免制度の要件を拡充する予定は、現時点ではありません。

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

**【回答：介護保険課】**

既に、市独自の減免制度を実施しており、拡充の予定はありません。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

**【回答：介護保険課】**

低所得者に対する減免制度は、既に実施しています。

- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

**【回答：介護保険課】**

現在、介護保険制度の中に、所得の低い方については施設入所時の食費・居住費の負担軽減がありますので、現時点において新たに市独自の補助制度の創設は考えておりません。

## ★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

**【回答：介護保険課】**

利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的として検討を行うものであり、回数制限をするものではありません。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

**【回答：介護保険課】**

サービスの利用にあたっては、利用者に対して地域包括支援センターがケアマネジメントしています。ケアマネジメントでは、利用者の心身の状況や、置かれているその他の状況に応じて、利用者や家族の選択に基づき、適切なサービスが効果的に提供されるよう、専門的支援から必要な援助を行います。ケアマネジメントを通じて、要支援者等の実態を踏まえてサービス利用につなげています。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小せず、要件の緩和をしてください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

**【回答：介護保険課】**

「例外給付」の仕組みでも、利用に際し、主治医の意見に基づき関係者で協議する必要がありますので、ケアマネジャーの判断のみで利用はできません。

④多くの高齢者が参加できるよう介護予防に取り組む地域支援事業を充実させてください。その際、「総合事業」を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。

**【回答：介護保険課】**

引き続き、一般介護予防事業に取り組んでまいります。

## (3)基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

**【回答：介護保険課】**

国の制度改正を踏まえて今後の施設サービスの必要量を見積り、介護保険料への影響を考慮しつつ施設整備水準を検討してまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

**【回答：介護保険課】**

居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事情があり、特例入所の要件に該当する場合は入所申込みが可能であり、各施設において入所判定を行っています。

#### ★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

**【回答：介護保険課】**

処遇改善については、国の処遇改善制度の内容や手続きを事業者に周知しています。介護人材確保については、「確保」「定着」「育成」のための施策を充実させていきます。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

**【回答：介護保険課】**

国の定める職員配置基準が遵守されるよう事業所に指導を行っています。

- ③夜勤体制についての実態調査を実施し、必要に応じて改善できるよう財政支援などの措置を講じてください。

**【回答：介護保険課】**

夜勤体制の実態は把握しておらず、現時点で豊田市独自の補助は考えていません。

#### (5)高齢者福祉施策の充実

- ★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

**【回答：高齢福祉課】**

現在、高齢者に限らず、聴覚障がいや身体障がい者手帳を所持する難聴者（70デシベル以上）には、補聴器の購入を助成する制度がありますので、現時点において、新たな補助制度の創設は考えておりません。

- ②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

**【回答：高齢福祉課】**

平成29年度から豊田市認知症カフェ登録事業を開始し、一定の要件を満たしたカフェについて、市のホームページやパンフレット等に掲載し市民にPRを行っています。また、市内28か所全ての地域包括支援センターに認知症に関する啓発、相談、支援を行う認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェの開催や運営の人的支援を行っていますので、現在のところ助成金という形での支援は予定していません。

③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。

**【回答：交通政策課】**

市内の70歳以上の高齢者を対象にしたおいでんバス全路線が乗り放題となる割引定期券「おでかけパス70」を販売しており、高齢者の外出促進を通じた健康づくりにつなげる取組を進めています。

また、購入促進策として、令和5年度は、お友達紹介割引制度や購入者への特典プレゼントを行っているほか、ガイドブックを活用したお出かけコースの紹介なども実施しています。

今後は、利用者へのアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努め、更なる改善を図っていきます。

**【回答：高齢福祉課】**

介護認定のあるひとり暮らし高齢者等を対象にタクシー乗車料金の一部を助成しています。外出支援が必要な方にタクシー料金助成券を利用していただけるよう要件等の見直しを進めていく予定です。

**【回答：障がい福祉課】**

移動に困難を伴う障がい者（一定の要件を満たす者）を対象に、タクシー利用料金の一部を助成しています。

また、一定の要件を満たす障がい者を対象として、余暇活動などの社会参加が目的とした外出について、ヘルパーが支援を行う移動支援事業を実施しています。

④住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

**【回答：介護保険課】**

住宅改修費、福祉用具購入費及び高額介護サービス費の受領委任払い制度は、既に実施しています。

**(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実**

①2023年6月に成立した「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

**【回答：高齢福祉課】**

国の認知症施策推進基本計画の策定動向を注視しつつ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定する予定です。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施してください。

**【回答：高齢福祉課】**

保険料無料で実施しております。

- ③ 認知症を早期に発見して適切な治療につなげるための無料検診事業を実施してください。

**【回答：高齢福祉課】**

認知症検診の導入については、検診を実施する医療機関の確保や市民への周知、さらには医療や介護サービスへつなげる連携体制の構築等も必要なことから、現時点において、実施は考えておりません。

**★(7)障害者控除の認定**

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を障害者控除の対象としてください。

**【回答：介護保険課】**

障がい者控除の対象となる障がい者及び特別障がい者（障がい者等）は、地方税法施行令（第 7 条、第 7 条の 15 の 7）及び所得税法施行令（第 10 条）で示されており、介護認定を受けていても令に規定する「障がい者等」に準ずる程度の状態でなければ障がい者控除は受けられないため、すべての要介護認定者を対象とすることはできません。

- ②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上の人に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

**【回答：介護保険課】**

申請を受け交付する「申請主義」のため、「障がい者控除対象者認定書」を個別に送付することは予定していません。

要介護 1 以上の方の介護認定結果通知書に障がい者控除対象者に関する案内を掲載するほか「納付済額のお知らせ」の通知にも案内を掲載しています。

また、確定申告時期に合わせ広報とよたに掲載するとともに、税務署・市民税課・支所・交流館・福祉事業所等に「お知らせ」のチラシを配布し、豊田市ホームページでも通年掲載し制度の周知を図っています。

**2. 国保の改善**

**★(1)保険料(税)の引き下げ**

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

**【回答：国保年金課】**

市町村の国民健康保険は、保険料（税）と国や県からの公費、一般会計からの繰入金財源として、被保険者の保険給付費等を賄っています。このため、保険給付費等の支出が増加し続けている現状においては、引下げは困難と考えます。なお、市長会などを通じて、国に対して公費の拡大による財政支援を要望しています。

②保険料(税)の基礎となる所得額の算定にあたって、ひとり親・寡婦・障害者控除の対象者、扶養家族がいる世帯に対して、独自控除を設けてください。

**【回答：国保年金課】**

従来からひとり親・寡婦・障がい者を理由とした減免制度を設けており、特定の事由による保険料の減額の重複を避ける意味においても、追加の控除をすることは適当でないと考えます。

### ★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。

**【回答：国保年金課】**

保険料(税)の減免制度による税収減については、従来から一般会計からの繰入で対応しています。平成30年度から国保事業の運営が都道府県単位化されたこと、県内における保険料水準の統一に向けた議論を進めていることを踏まえ、市町村の判断で保険料(税)の減免制度を拡充することは適当でないと考えます。

②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。

**【回答：国保年金課】**

①と同様に、市町村の判断で新たな減免制度などを実施することは適当でないと考えます。

③収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

**【回答：国保年金課】**

①と同様に、市町村の判断で既存の減免制度を要件変更等によって拡充することは適当でないと考えます。

### (3)傷病手当金

①傷病手当金制度を創設してください。

**【回答：国保年金課】**

国の財政支援のもと、新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金は創設しましたが、その他の傷病に対する傷病手当金は厳しい財政状況や様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、公平性といった観点からも創設は考えていません。

★(4)資格証明書・短期保険証・差押え

- ①資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答：国保年金課】

現在、資格証明書の発行は見合わせています。また、国民健康保険税に滞納がある世帯には、完納世帯との負担の公平性を保つために短期証を交付しています。

- ② 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【回答：債権管理課】

納税相談では、収支状況を丁寧に聞き取ることで、加入者の生活実態把握に努めます。納付が困難だと判断される場合は、猶予(分納)、執行停止を実施します。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【回答：債権管理課】

財産調査等を行って財産状況を把握し、法令を遵守した上で滞納処分を進めます。

(5)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答：国保年金課】

一部負担金の減免以外にも市独自で1/2減免や徴収猶予を実施しており、現時点での制度拡大等は考えていません。今後の拡大等については、愛知県内での統一制度の検討を行いつつ実施すべきものと考えます。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答：国保年金課】

周知については、窓口にチラシを置き、制度概要をホームページに掲載しています。

(6)被保険者に対する負担軽減

- ①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答：国保年金課】

70歳以上は令和2年4月(令和2年1月診療分)、70歳未満は令和4年4月(令和4年1月診療分)から実施済みです。



②所得の未申告世帯に対し、所得の簡易申告書送付など所得の申告勧奨を実施してください。

**【回答：国保年金課】**

所得未申告者に対し、申告勧奨として市県民税申告書や国保簡易申告書を送付しています。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

**【回答：債権管理課】**

差押禁止財産の差押えは、行いません。

納税相談では、従来通り、丁寧な対応を心がけます。

必要な場合は財産調査等を行って住民の実情を把握し、滞納整理(猶予(分納)、執行停止、差押え)を進めます。

### 4. 生活保護・生活困窮者支援

#### (1)生活保護制度

★①生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

**【回答：生活福祉課】**

憲法第25条及び生活保護法の理念に基づき、申請意思のある方については生活保護の申請を受け、審査の上、それぞれの困窮の程度に応じた保護を行っています。

★②生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

**【回答：生活福祉課】**

憲法第25条及び生活保護法の理念に基づき、申請意思のある方については生活保護の申請を受けています。また、「生活保護のしおり」をわかりやすく修正し、相談窓口で必要な人に説明、配布するほか、市ホームページにも掲載し、誰でも閲覧できるようになっています。

- ★③扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

**【回答：生活福祉課】**

扶養義務者による扶養は、生活保護法第4条2項において、「保護に優先して行われる」と定められ、扶養を受けることができる範囲において、保護より優先することとされています。

しかしながら、申請者(受給者)の中には、複雑な家庭環境等から、扶養義務履行が期待できない場合も多くあります。

このことを踏まえ、扶養照会においては国において随時見直しがなされており、その都度国から発出される通知に基づき、適切に対応しています。

- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

**【回答：生活福祉課】**

賃貸住宅等(アパート等)に入居するためには、入居手続きが必要になります。入居できるまでの間、安定した居住空間を確保するため、一時的に入所施設に入所していただいています。なお、入所施設は基本的には「個室」です。

- ⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

**【回答：生活福祉課】**

エアコンの設置費用について、支給可能な対象者には個別に案内し、必要に応じて社会福祉協議会の生活資金貸付制度を案内しています。また、暑さ対策にかかる一時扶助費については、国が様々な観点から総合的に検討・対応されているものと理解しており、本市独自の法外援助の拡充や加算等の予定はありません。

- ⑥車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

**【回答：生活福祉課】**

車の保有(使用)については、国の通知等に基づき、一律に対応するのではなく、個別事情を考慮して判断してします。

- ⑦面接する相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

**【回答：生活福祉課】**

ケースワーカー等を始め、生活保護業務に必要な職員の確保については、実施すべき事業を総合的に判断し、適切な採用・配置に努めていきます。

担当者への研修は、積極的に関係機関が主催する研修に参加したり、課内での自主研修を行うことで、職員の資質向上に努めています。

また、ケースワーカーの外部委託化は、現時点では導入する予定はありません。

- ⑧単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

**【回答：生活福祉課】**

ケースワーカー等を始め、生活保護業務に必要な職員の確保については、実施すべき事業を総合的に判断し、適切な採用・配置に努めていきます。

**(2)生活困窮者支援**

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

**【回答：福祉総合相談課】**

現在、自立相談支援事業は社会福祉協議会へ業務委託により実施しています。社会福祉協議会は独自の福祉支援事業を持っていると共に、福祉専門職が多く所属しているため、事業委託を継続していく方針です。また、市と社協、関係機関との連携も継続していきます。

- ②住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。

**【回答：福祉総合相談課】**

住居確保給付金をはじめとする自立支援相談事業による相談に対応するための人員体制を市、社協とともに確立しています。また、社会福祉士の配置なども進めてきています。

- ③生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。

**【回答：福祉総合相談課】**

生活福祉資金の特例貸付償還については、愛知県社会福祉協議会が実施している事業です。現状でも非課税世帯等が償還免除になる等の運用がされています。

## 5. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

**【回答：福祉医療課】**

子ども医療・精神障がい者医療・高齢者の福祉医療においては、県の補助制度より対象者及び助成内容を拡大して市独自で医療費自己負担分の助成を実施しておりますが、子ども医療については、令和6年度からさらに助成対象を拡大します。その他については現行制度の存続を基本に考えておりますが、県の医療費助成制度改正及び近隣各市の動向を注視してまいります。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

**【回答：福祉医療課】**

本市では、現在、中学校卒業まで医療費自己負担分を全額現物給付(窓口無料)で助成し、中学校卒業後は、年度末18歳までの高校生世代の全員、年度末19歳から24歳までの大学生等を対象として、入院にかかる医療費自己負担分を全額償還払い(払い戻し)で助成しております。令和6年4月1日からは、18歳の年度末までの通院分についても助成の対象とし、入院分も含め全額現物給付とします。小中学生の通院分と中学校卒業後については、県の補助を受けずに市が独自に助成しております。

食事代は、日常生活においても必要となる費用であるため、入院時食事療養の標準負担額については、助成対象としていませんが、県の医療費助成制度改正及び近隣各市の動向を注視してまいります。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

**【回答：福祉医療課】**

自立支援医療(精神通院)対象者に対しては、自立支援医療(精神通院)にかかる自己負担額を全額助成しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

**【回答：福祉医療課】**

県の補助制度より対象者及び助成内容を拡大して市独自で医療費自己負担分の助成を実施しております。本市としては現行制度の存続を基本に考えておりますが、県の医療費助成制度改正及び近隣各市の動向を注視してまいります。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答：福祉医療課】

本市では妊産婦へ妊娠中に14回、出産後に2回の健診費用について助成をしております。妊産婦医療費助成については、制度の効果がどれほど見込めるかも含めて検討する必要があります。本市では、現時点で妊産婦医療費助成制度の創設はしませんが、県の医療費助成制度改正及び近隣各市の動向を注視してまいります。

## 6. 子育て支援

### (1) 子どもの権利を守る施策の推進

①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定・拡充してください。コロナ禍での「格差と貧困」の拡大進行を踏まえ、必要な見直しを行ってください。

【回答：こども・若者政策課】

令和2年度に策定した「第3次豊田市子ども総合計画」を子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」に位置付けて推進しています。

また、令和7年度からの5年間を計画期間とする「(仮称)豊田市こども・若者総合計画(第4次豊田市子ども総合計画)」の策定を令和5年度、6年度の2年間で進めていますが、策定にあたっては、現状の子ども、若者を取り巻く状況を踏まえて事業実施内容を検討していきます。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

【回答：こども家庭課】

令和2年に策定した「第3次豊田市子ども総合計画」を自立促進計画に位置付けており、ひとり親の自立に向けた自立支援給付金事業、日常生活支援事業を実施しています。

③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答：福祉総合相談課】

子供の学習・生活支援事業を市内6か所で実施しています。また、地域による子ども食堂は約33箇所実施されています。

④こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、必要な体制を整えてください。

【回答：こども家庭課】

「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を課内に設置し、相談体制を整備しています。「こども家庭センター」については令和6年度設置に向けて調整中です。

- ⑤2022年3月に発表された愛知県ヤングケアラー実態調査の結果を活用し、ヤングケアラーの実態を把握し、複数担当課が連携して必要な福祉サービスに接続できるようにしてください。

**【回答：こども・若者政策課、福祉総合相談課】**

重層的支援体制推進事業の中で、ヤングケアラーの早期発見のためのチェックシートの作成や子どもの権利啓発と併せた啓発、教職員・支援者・一般市民向けの研修等を実施し、早期発見や支援へのつなぎに向けた取組を行っています。

また、今年度実施する（仮称）豊田市こども・若者総合計画（第4次豊田市子ども総合計画）策定にあたり実施する市民意向調査において、ヤングケアラーの認知度等について調査をする予定です。

## (2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

**【回答：学校教育課】**

他市の状況も考慮に入れ、現在のところ豊田市では1.3倍未満とすることが妥当であると考えています。

なお、前年の所得が生活保護基準の1.3倍以上であっても、直近の退職や海外からの入国等で経済的に困窮している場合などは、根拠資料を基に総合的に審査する場合があります。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

**【回答：学校教育課】**

クラブ活動費については、必要な用具は市が補助しているため支給していません。卒業記念品については、学校によって徴収方法や徴収金額が異なっているため支給していません。オンライン学習通信費については、就学援助にかかわらず必要な世帯にルーターを無償貸与しています。使用頻度に応じて、月ごとのギガ数を増強することも実施しています。

- ③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

**【回答：学校教育課】**

広く制度を周知するために、市のホームページに掲載するとともに、年度途中に転入してきた場合には、学校や学校教育課で制度のお知らせを行っています。

入学準備金の新学期開始前の支給については、2023年度新入学児童・生徒に対して実施ができています。

### ★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。

#### 【回答：保健給食課】

全ての給食費は無償にはしませんが、就学援助を受けている児童生徒には無償で給食を提供しています。

また、1食あたり15円、1人あたり年間約2,800円程度（15円×190日）を補助しています。減額や多子世帯に対する支援を行うことは考えていません。

なお、令和5年度も令和4年度に引き続き、給食費の保護者負担額を据え置き、物価高騰による食材料費上昇分を公費で負担しています。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

#### 【回答：保育課】

低所得者の主食費の減免、2号認定児の第3子の減免基準や世帯年収基準は、国の基準を上回る設定としています。また、1食あたり10円、1人あたり年間約2,100円程度（10円×210日）を補助しています。その他に、令和5年度は、食材費の高騰分について、幼児給食は給食センター方式のため、市費負担します。乳児給食は、給食を実施する保育所等の負担軽減を図るため、令和5年の4月から9月分の給食費の増額分を補助します。

### ★(4)保育施策の抜本的拡充

①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。認可保育所の整備・増設を行ってください。

#### 【回答：保育課】

現状では、統廃合や民間移管の予定はありません。公私立園については必要に応じて改築等に併せて受入定員の拡大を図ります。

②保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

#### 【回答：保育課】

保育施設等への指導監査について、年1回以上の実地検査を行っています。また、監査を行う職員は保育士資格を有する指導主事を配置しています。

- ③保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただちに指導監督基準へ上げるための具体的な施策を実施してください。

**【回答：保育課】**

施設に対しては、少なくとも年1回の指導監督を実施しており、指摘指導事項等は改善状況報告書の提出を求めています。

- ④保育士配置基準について、子どものいのちと安全が守られるよう、自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。

**【回答：保育課】**

公立、私立ともに国の基準以上の配置基準及び面積基準にしており、加配についても、原則集団保育が難しいと思われる児3人につき1人を配置しています。

## 7. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

**【回答：障がい福祉課】**

本市独自の手当として、障がい者手帳を交付された方に「豊田市心身障がい者扶助料」を、身体・療育の障がい者手帳を交付された方のうち日常生活において常時介護が必要な方に対して「豊田市在宅重度心身障がい者手当」を支給しています。現時点で、これらの手当を増額する予定はありません。

- ②障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。

**【回答：障がい福祉課】**

入所施設に関しては、国が障がいの有無に関わらず地域で暮らす「地域共生社会」の実現を目指しており、本市においてもグループホームで受け入れていく考えているため、入所施設の拡充は考えていません。

夜間の職員体制に関しては、国が夜間支援等体制加算を定めており、現時点で本市独自の補助は考えていません。今後も、現場の声や国の動向を注視しながら、必要な対応について見極めてまいります。

- ③地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。

**【回答：障がい福祉課】**

地域生活支援拠点については整備が完了しています。

短期入所の単独型を市で整備する予定はありません。



④暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

**【回答：障がい福祉課】**

障がい福祉サービスは、サービス等利用計画に基づき、サービス利用者の意向等を総合的に勘案し必要となる量を支給決定しています。

また、市では地域生活支援事業として、余暇活動を支援するサービス（移動支援）を実施しており、必要な支給量を決定しています。

⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

**【回答：障がい福祉課】**

障がい福祉サービスの利用料については、障がい者の日常生活及び社会生活を支援するための法律第 29 条に基づき運用することを基本としています。

3 歳から 5 歳の障がい児については、幼児教育・保育の無償化の制度により、障がい児通所支援の利用料は無償ですが、給食費等については実費負担（受益者負担）をお願いしています。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

**【回答：障がい福祉課】**

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 7 条に基づき、原則、介護保険の利用が優先されますが、サービス利用者の状況等を総合的に勘案して、必要に応じて障がい福祉サービスを支給しています。

## 8. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種について、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

### 【回答：感染症予防課】

「おたふくかぜ」については、平成27年4月から、費用の一部を助成しています。現時点で、自己負担無料とする予定はありません。助成回数は今年度から2回としています。

「インフルエンザ」については、今年度、中学3年生・高校3年生に相当する年齢の人を対象に補助上限5,000円として実施します。接種費用は上限内に収まる場合が多いと考えられ、本制度の活用により、実質的なご負担は最小限に抑えられると見込んでいます。障がい者については、現時点で助成を行う予定はありません。

「带状疱疹ワクチン」については、今年度から費用の一部を助成しています。現時点で、自己負担無料とする予定はありません。

「定期予防接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種」については、平成27年4月から費用の一部を助成しています。現時点で、自己負担無料とする予定はありません。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

### 【回答：感染症予防課】

高齢者用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種は、自己負担額2,000円、生活保護受給者や中国残留邦人支援給付制度に該当する方は自己負担額無料で実施しています。現時点で助成額を変更する予定はありません。

任意予防接種事業については、平成27年度から30年度の間定期予防接種の狭間の年代の救済措置として実施しました。現時点で事業を再開する予定はありません。また、2回目の接種について、現時点で任意予防接種事業の対象とする予定はありません。

## 9. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答：こども家庭課】

令和3年度から2回助成しています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答：(保)総務課】

既に本市においては、妊婦歯科健診・産婦歯科健診ともに、委託事業として個別医療機関方式で実施し、健診にかかる費用を全額助成しております。

③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答：人事課】

歯科衛生士については、保健部総務課に常勤職員を2名配置しています。

## 10. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

【回答：地域包括ケア企画課】

病床数の削減は行っていません。

②自治体病院の経営形態の安易な変更は行わないでください。

【回答：地域包括ケア企画課】

自治体病院はありません。

③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

【回答：地域包括ケア企画課】

医師については、豊田市・藤田医科大学連携地域医療学寄附講座により総合診療医の確保を図っています。看護師については、豊田地域看護専門学校における看護師育成のほか、豊田訪問看護師育成センターにおいては、今後ますます拡大が見込まれる在宅療養の需要に対応するため、訪問看護師の確保・育成を行っています。

④保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【回答：人事課】

保健所や保健センターの業務及び体制について精査し、必要なスタッフを確保していきます。

**【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書**

- ① 現行の健康保険証を存続してください。
- ② 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③ マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。
- ④ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。
- ⑤ 介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。
- ⑥ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑦ 小中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑧ 障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。
- ⑨ 医療・介護・福祉・保育など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に対して物価高騰対策として手当を支給してください。

**【回答：秘書課】**

国への要望案件については、国民健康保険制度や介護保険制度等に関する提言など、すでに全国市長会を通して、提出している案件があります。

国への意見・要望については、西三河ブロック市長会、愛知県市長会、東海市長会、全国市長会それぞれの会議において協議した上で要請を行っています。

**【回答：議事調査課】**

市議会としては、内容がまとめ意見書という形で可決されれば、国・県等関係する機関へ提出します。

**2. 愛知県に対する意見書**

- (1) 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- (2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。
- (3) 地域の医療・介護・福祉について
  - ① 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。
  - ② 医療・介護・福祉・保育施設において、感染予防に係る費用の増大分を支援してください。
  - ③ ケア労働者に対し、定期的なPCR検査を公費で実施してください。
- (4) 地域医療介護総合確保基金について
  - ① 地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。

②基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。

**【回答：秘書課】**

愛知県への要望案件については、子ども医療費助成制度の拡充等すでに県・市懇談会の場で要望書を提出している案件があります。

県への意見・要望については、県・市懇談会において協議した上で要請を行っています。

**【回答：議事調査課】**

市議会としては、内容がまとまり意見書という形で可決されれば、国・県等関係する機関へ提出します。

